

戸籍の郵便請求について

戸籍の証明書を郵便で請求する際は、以下の(1)～(4)を封筒に入れて、金山町役場住民係までお送りください。

戸籍の証明書を請求できる方は原則として次の方です。

- ①戸籍籍等に記載されている本人またはその配偶者
 - ②戸籍等に記載されている方の直系尊属もしくは直系卑属(親や子、祖父母や孫など)
- ※ 代理の方や戸籍に記載されていない方が請求される場合は、(5)が必要となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 身分証明書は原則として請求できる方は本人のみです。

請求先、不明な点があった場合の問い合わせ先はこのとおりです。

(担 当) 金山町役場 町民税務課 住民係
(住 所) 〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324-1
(電話番号) 0233-52-2111

(1) 交付請求書

こちらの[戸籍証明書の交付請求書](#)様式をお使いいただくか、または便せんなどの紙に以下の内容をご記入ください。

記入する内容	記載例など
1. 本 籍	金山町の本籍を記入してください。 (例) 金山町大字金山 324 番地 1
2. 筆頭者の氏名	筆頭者とは、戸籍の最初に名前がある方です。(亡くなられていても変わりません。) (例) 金山 太郎
3. 証明が必要な方の氏名、 証明書の種類と通数	(例) 金山 花子の戸籍抄本 1 通
4. 戸籍の使いみちと提出先	(例) パスポートの申請のため、パスポートセンターに提出 ※特に相続手続などで必要な場合は、亡くなった方の氏名、亡くなった日、どういった内容の戸籍が必要か(生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍が必要など)、ご記入ください。
5. 請求者の住所、氏名、 日中の連絡先の電話番号	(例) 住所 東京都〇〇区△町 1 丁目 1 0 番 2 号 氏名 金山 花子 連絡先 090-〇〇〇〇-△△△△
6. 筆頭者との関係	(例) 妻

(2) 手数料

手数料は、ゆうちょ銀行（郵便局）で購入できる「定額小為替（ていがくこがわせ）」でお送りください。

金山町での手数料は次のとおりです。

戸籍謄本（全部事項証明）	450円
戸籍抄本（個人事項証明）	450円
除籍謄本、除籍抄本	750円
改製原戸籍謄本	750円
戸籍附票	400円
身分証明書	400円

- ※ 切手や収入印紙は、手数料としてお受け取りできませんので、ご注意ください。
- ※ 定額小為替には、受取人の住所・氏名を記入する欄や、切り離すことのできる端票がついていますが、記入したり切り離したりせずに、そのままお送りください。
- ※ 定額小為替には有効期限がありますので、購入されてから期間が経ったものは、ご確認いただいてから送付くださるようお願いいたします。

(3) 本人確認書類

請求される方の、「運転免許証」、「健康保険証」、「住民基本台帳カード」などのコピー

- ※ 請求する方の氏名・現住所が記載された官公署発行の証明書のコピーを同封ください。
- ※ 裏面に住所の記載があるときは、その部分のコピーも必要です。
- ※ 証明書は有効期限内のものに限ります。
- ※ パスポートは住所が記載されていないので、郵便での請求の場合は、本人確認書類には該当しませんので、ご注意ください。

(4) 返信用封筒

請求する方の「郵便番号」、「住所」、「氏名」を封筒にご記入のうえ、返信用の切手を貼って同封ください。

戸籍謄本1通の目安は、通常郵便料金の80円です。通数が多い場合は90円切手または140円切手を貼ってください。（定形外封筒を使用する場合は、120円以上の切手が必要になります。）

- ※ 送付先は（3）の本人確認書類で確認できる現住所に限ります。
- ※ 速達郵便を希望される場合は、返信用封筒に赤字で「速達」と記入し、通常郵便料金に速達分の270円を加えた額の切手を貼ってください。

※ 郵便料金が不足している場合は、「受取人払」で返送させていただきますので、ご了承ください。

(5) その他の必要な書類

代理人や戸籍に記載されていない方が請求される際は、委任状や資料の提出が必要となります。

代理人の方	請求できる方から依頼を受けた代理人の方が請求する場合は、代理権限が確認できる委任状が必要となります。
戸籍に記載されていない 配偶者、直系親族 ※金山町の戸籍（除籍）で親族関係が確認できる方は、資料の提出を省略することができます。	婚姻関係や血縁関係がわかる戸籍謄本などが必要です。 (例) 配偶者の婚姻前の戸籍が必要 ⇒配偶者との婚姻関係がわかる戸籍謄本を添付ください。 (例) 祖父母の戸籍が必要 ⇒請求者と父母の親子関係がわかる戸籍謄本と、父母と祖父母の親子関係がわかる戸籍謄本が併せて必要になります。
その他の方	次のような請求の理由を、具体的に証明または明らかにする書類を提出することが必要です。 1、自分の権利行使、または自分の義務を果たしたりするために戸籍の確認をする必要がある。 2、国または地方公共団体に提出する必要がある。 ※法人の方は、上記の理由に加えて次のものが必要です。 ① 社員証のコピー ② 代表者の資格を証する書面 (法務局発行の「代表者事項証明書」、「履歴事項全部証明書」など)

あて先

金山町役場 町民税務課 住民係

〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324-1

電話番号 0233-52-2111